

市町村地域福祉計画策定状況等の調査結果概要

(平成26年3月31日時点)

【市町村地域福祉計画策定・改定状況について】

- 回答のあった全1,742市町村の策定状況については、「策定済み」が1,149市町村(66.0%)となり、平成25年3月31日時点の調査結果と比較すると38市町村増加した。
- このうち、市区部・町村部別策定状況については、市区部では、「策定済み」が85.0%になったが、町村部では49.3%に留まっており約1.7倍の開きがある。
- 策定済み1,149市町村の改定状況については「改定済み」が616市町村(53.6%)となり、半数以上が改定を行っている。また前年度調査結果と比較すると、「改定済み」が49市町村増加した。
- 「策定未定」としている市町村のうち60.3%は「策定する方針はあるがいつから取りかかるかは未定」としており、「策定未定の理由」としては「人材・財源等、策定体制の不備・不足」が一番多かった。
- 市町村が策定又は改定のために必要としている事項は、「既に策定(改定)した自治体のノウハウの提供」であった。

【要援護者支援方策の盛り込み状況について】

- 地域福祉計画策定済み1,149市町村のうち要援護者支援方策を「具体的に盛り込んでいる」、「災害時のみ記載している」、「記載しているが具体的でない」と回答した市町村の合計が945市町村(82.2%)となった。
- 要援護者支援方策を「盛り込んでいない」130市町村の62.1%が「今後も盛り込むか未定」としているが、その理由として最も多かったのは「他の計画・方策で対応しているから」であった。

【都道府県地域福祉支援計画の策定状況等について】

- 「策定済み」都道府県は、前年度調査と同数の41都道府県となった。
- 都道府県間における市町村地域福祉計画の策定率の差は最大約3.5倍となっており、大きな差が生じている。
- 管内市町村の地域福祉計画策定状況が「順調である」又は「おおむね順調である」と回答した都道府県は26都道府県(55.3%)であり、前年度調査と同数である。
- 管内市町村の地域福祉計画策定状況が「低調である」とした都道府県の理由は「人材・財源の確保が困難」が最も多く、次いで「他業務が優先される」、「策定義務がない」が挙げられている。
- 都道府県から市町村に対する今後の支援策として最も多く挙げられたのは「定期的な情報発信の実施」であり、次いで、「先進事例集の作成、情報提供」であった。

市町村地域福祉計画策定状況等調査結果

平成26年3月31日時点調査

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

- 1 市町村地域福祉計画策定状況
- 2 市区部・町村部別の策定状況
- 3 人口規模別の策定状況
- 4 市町村地域福祉計画の策定効果（複数回答）
- 5 市町村地域福祉計画の内容（複数回答）
- 6 策定の際に工夫したこと（自由回答）
- 7 市町村地域福祉計画の改定状況
- 8 改定の際に要点となった事項及び新たに盛り込まれた事項
- 9 改定までの期間と改定回数
- 10 策定未定市町村の策定方針
- 11 策定未定市町村の策定未定理由（複数回答）
- 12 市町村が計画策定及び改定のために必要としている事項（複数回答）
- 13 地域福祉計画評価等のための委員会設置状況と開催頻度
- 14 地域福祉計画における要援護者支援方策盛り込み状況
- 15 今後の要援護者支援方策盛り込み予定
- 16 要援護者支援方策を盛り込む紙定又は盛り込まない理由

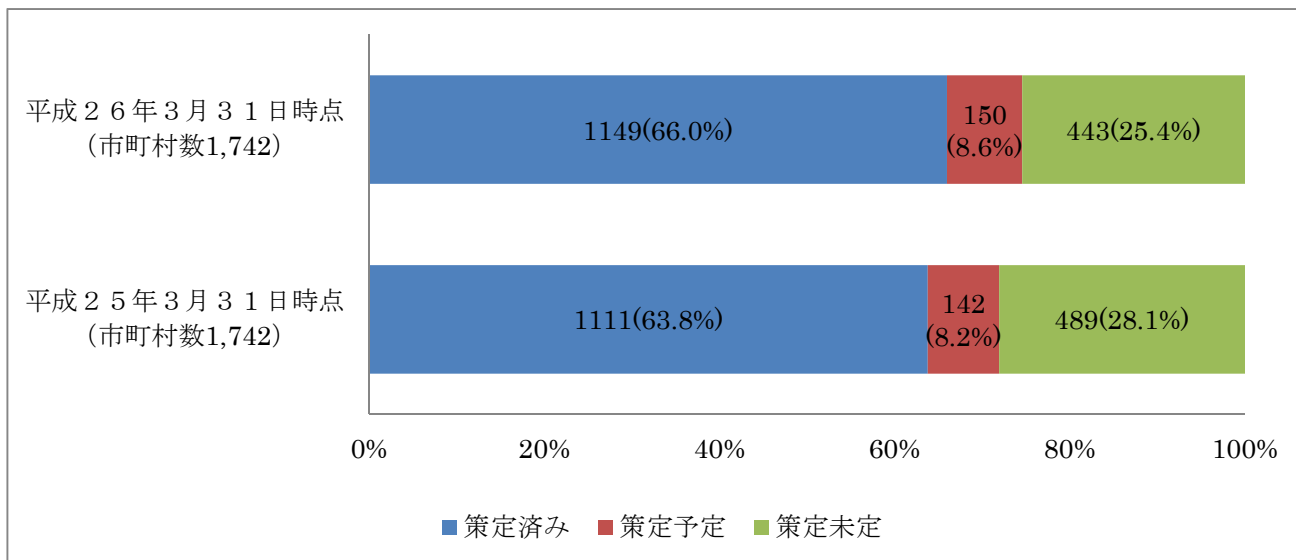
【調査の概要】

- 調査対象 1, 742市町村
- 回答数 1, 742市町村（回収率100%）
- 調査時点 平成26年3月31日現在

I-1. 市町村地域福祉計画の策定状況

○「策定済み」市町村は平成25年3月31日時点調査と比較して38市町村（2.2ポイント）増加して66.0%となった。

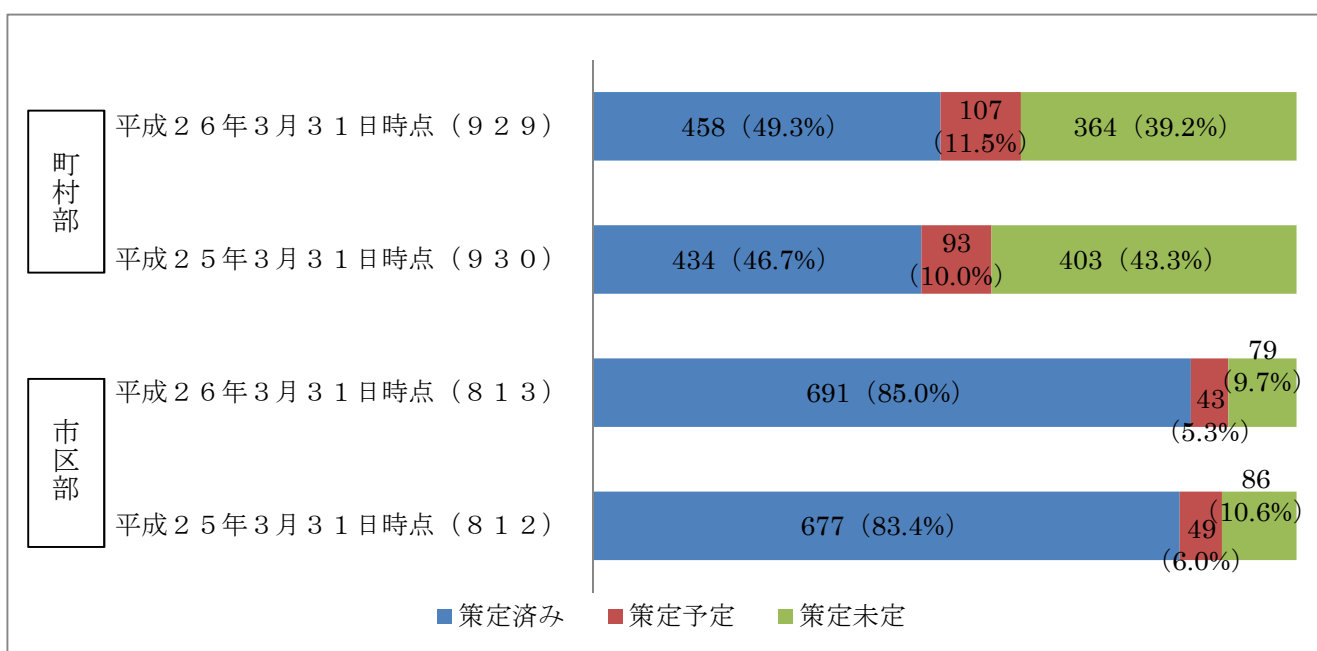
市町村（東京都特別区を含む）の地域福祉計画策定状況



I-2. 市区別・町村部別の策定状況

○「策定済み」回答の割合は、平成25年3月31日時点調査と比較して市区部は1.64ポイント、町村部は2.6ポイント増加している。

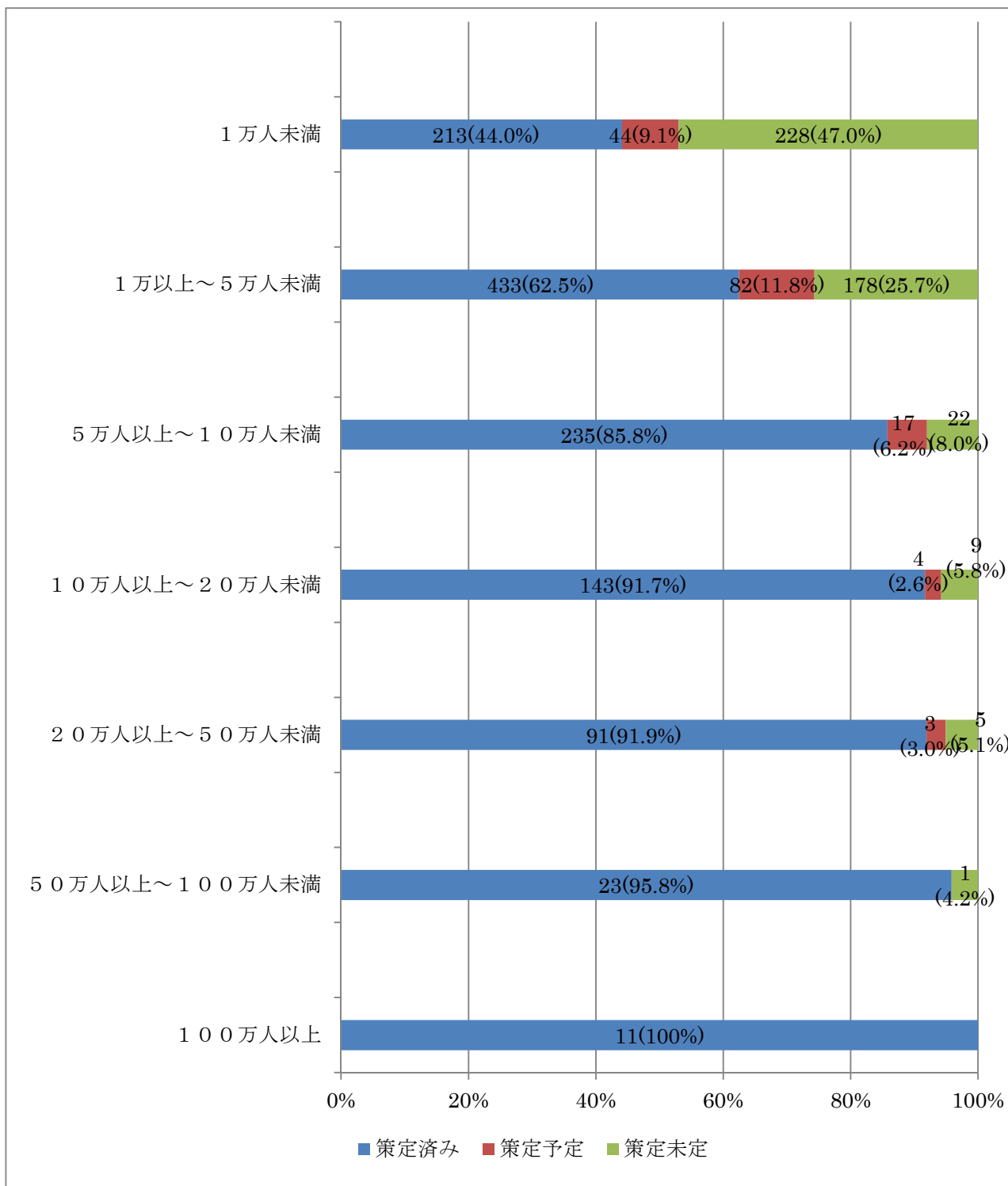
○一方で、市区部と町村部の策定率には依然として約1.7倍の開きがある。「策定未定」回答は市区部で9.7%、町村部で39.2%となっており差が大きい。



I-3. 人口規模別の策定状況

○人口規模の大きな市町村ほど策定率が高い傾向にある。

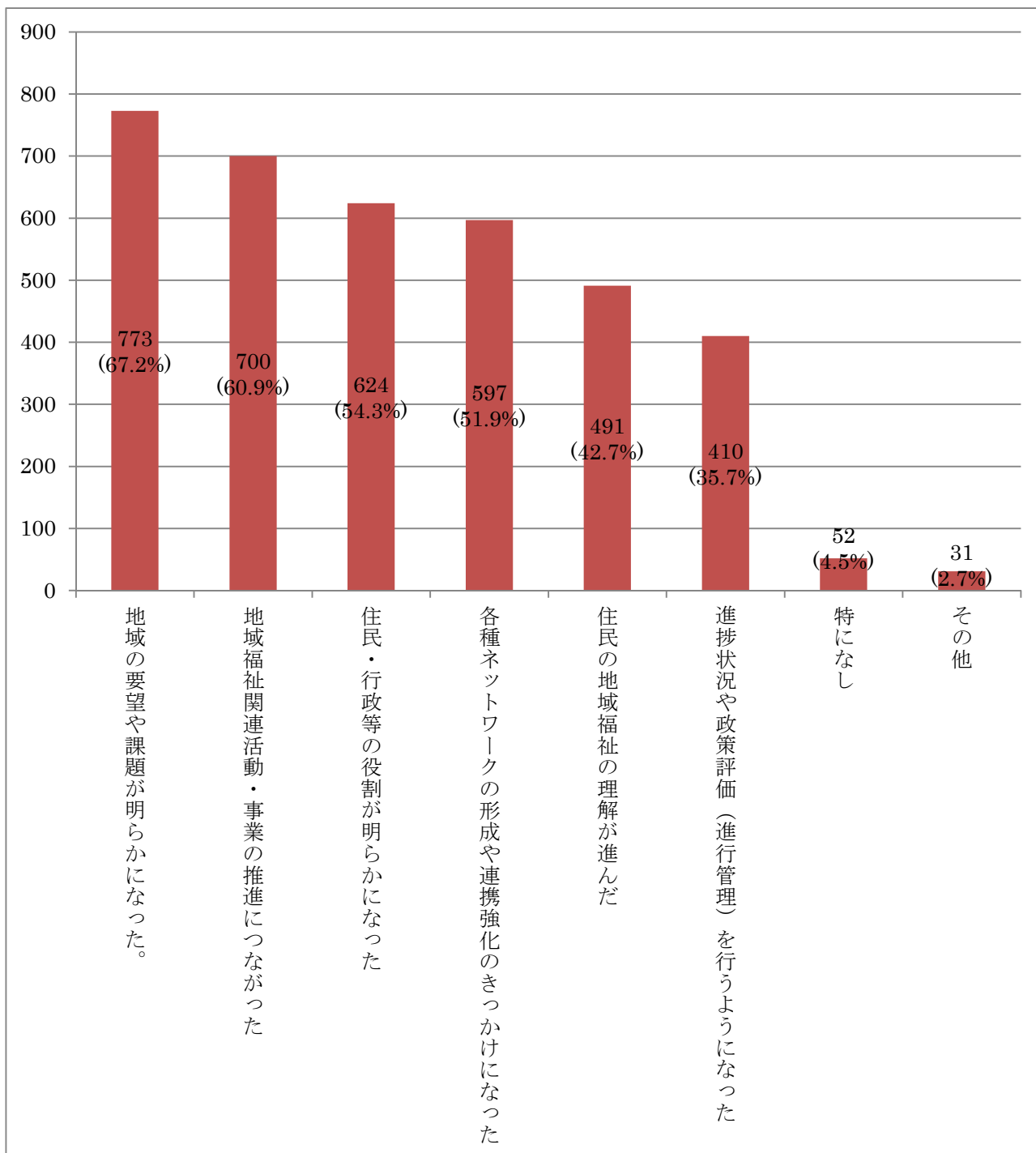
○一方で、人口1万人未満では、未策定率が47.0%、1万人以上5万人未満では25.7%であり、人口5万人以上の市町村との策定率の差が大きくなっている。



I-4. 市町村地域福祉計画の策定効果（複数回答）

○策定効果があった事項について、最も回答が多かったのは「地域の要望や課題が明らかになった」であり、次いで「地域福祉関連活動・事業の推進につながった」、「住民・行政等の役割が明らかになった」の順となっている。

策定済み1, 149市町村（東京都特別区を含む）の回答

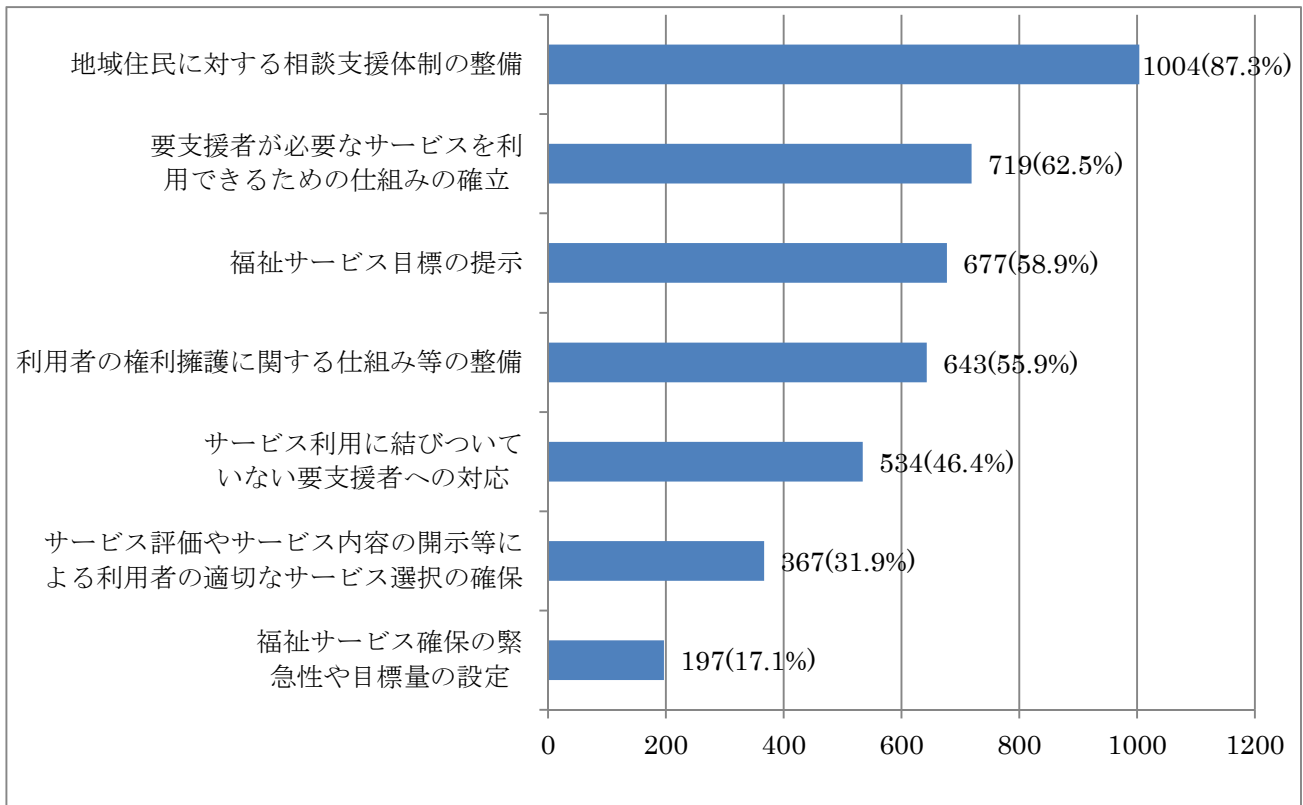


I-5. 市町村地域福祉計画の内容（複数回答）

○策定済みの1, 149市町村における計画の内容は以下のとおりとなっている。

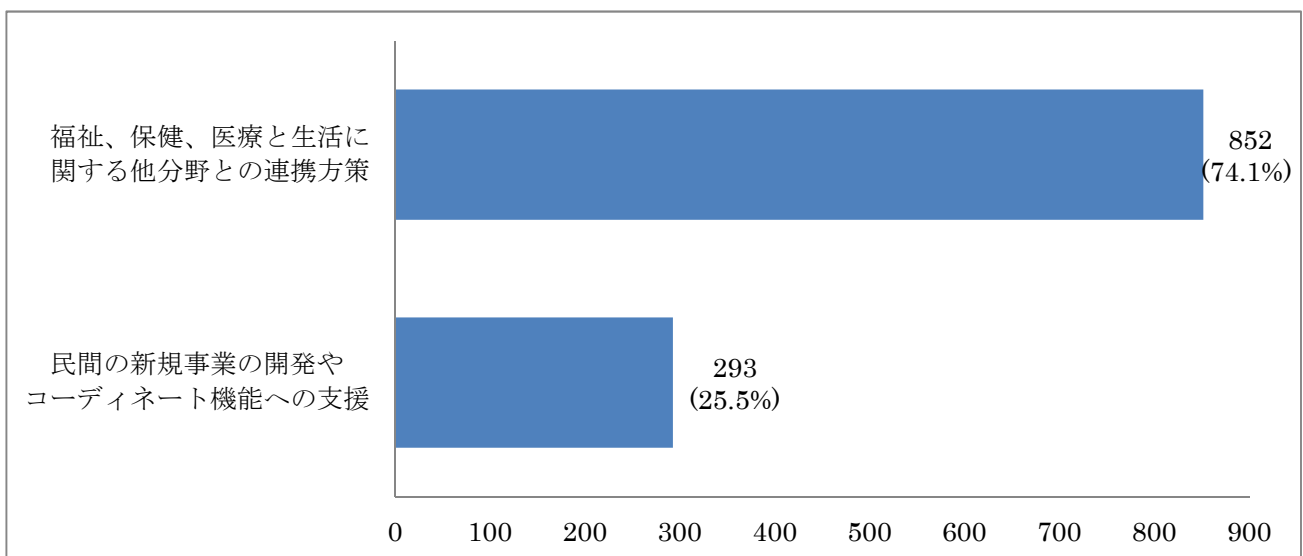
【地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項】

策定済み1, 149市町村の回答



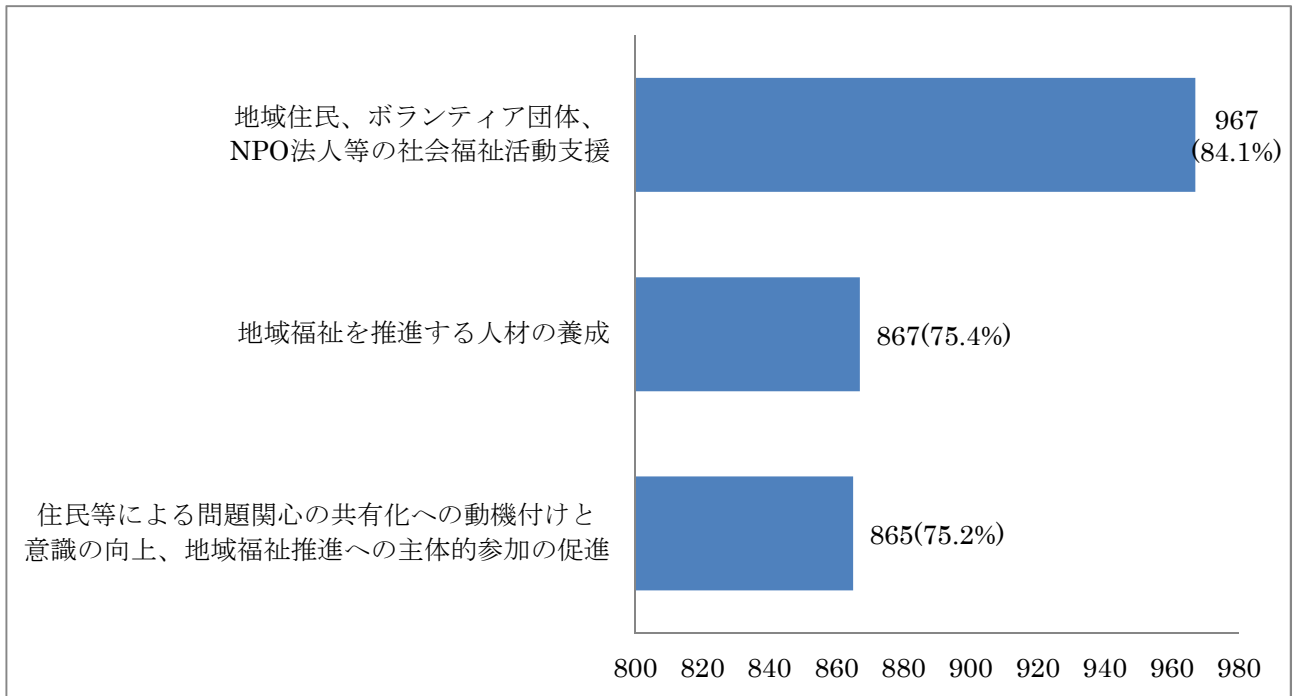
【地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項】

策定済み1, 149市町村の回答



【地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項】

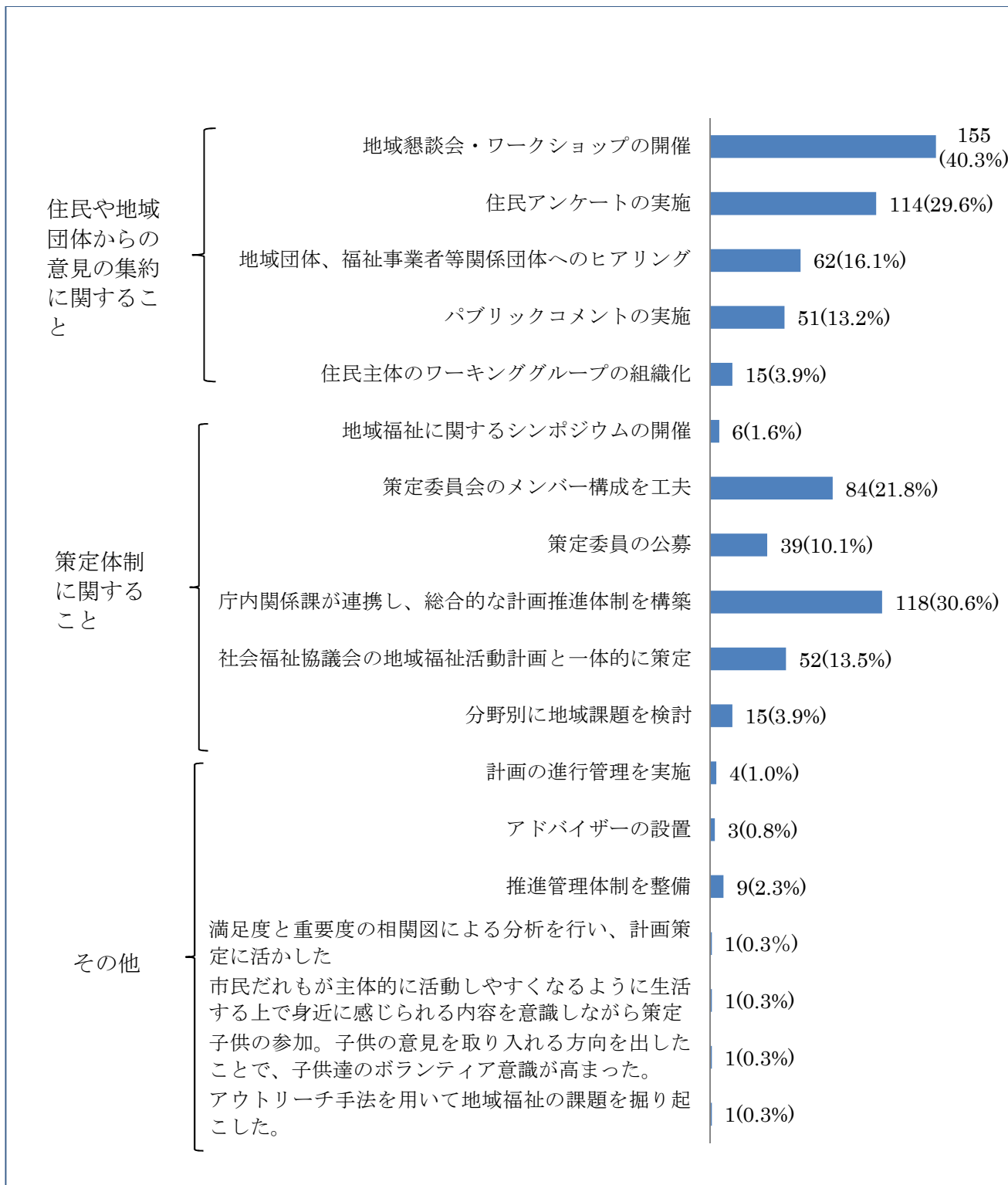
策定済み1, 149市町村の回答



I-6. 策定の際に工夫したこと（自由回答）

○自由記述回答の内容を分類したところ、住民や地域団体からの意見を集約したり、策定体制に工夫をしている市町村が多くあった。

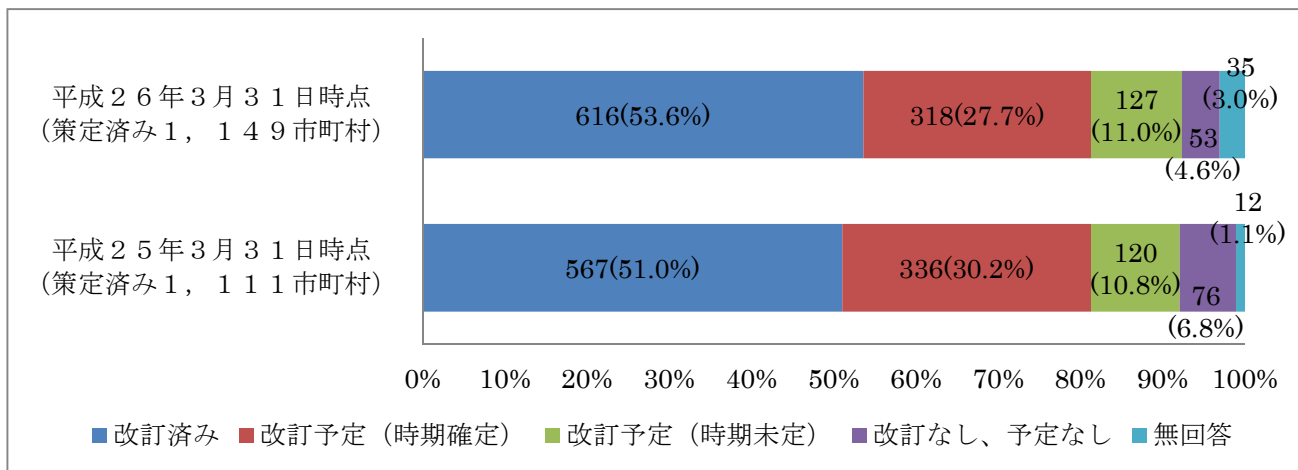
策定済み1, 149市町村のうち、自由記述欄に記入のあった385市町村の回答（複数記述あり）



I-7. 市町村地域福祉計画の改定状況

○「改定済み」回答は616市町村で、平成25年3月31日時点調査と比較して49市町村（2.6ポイント）増加している。

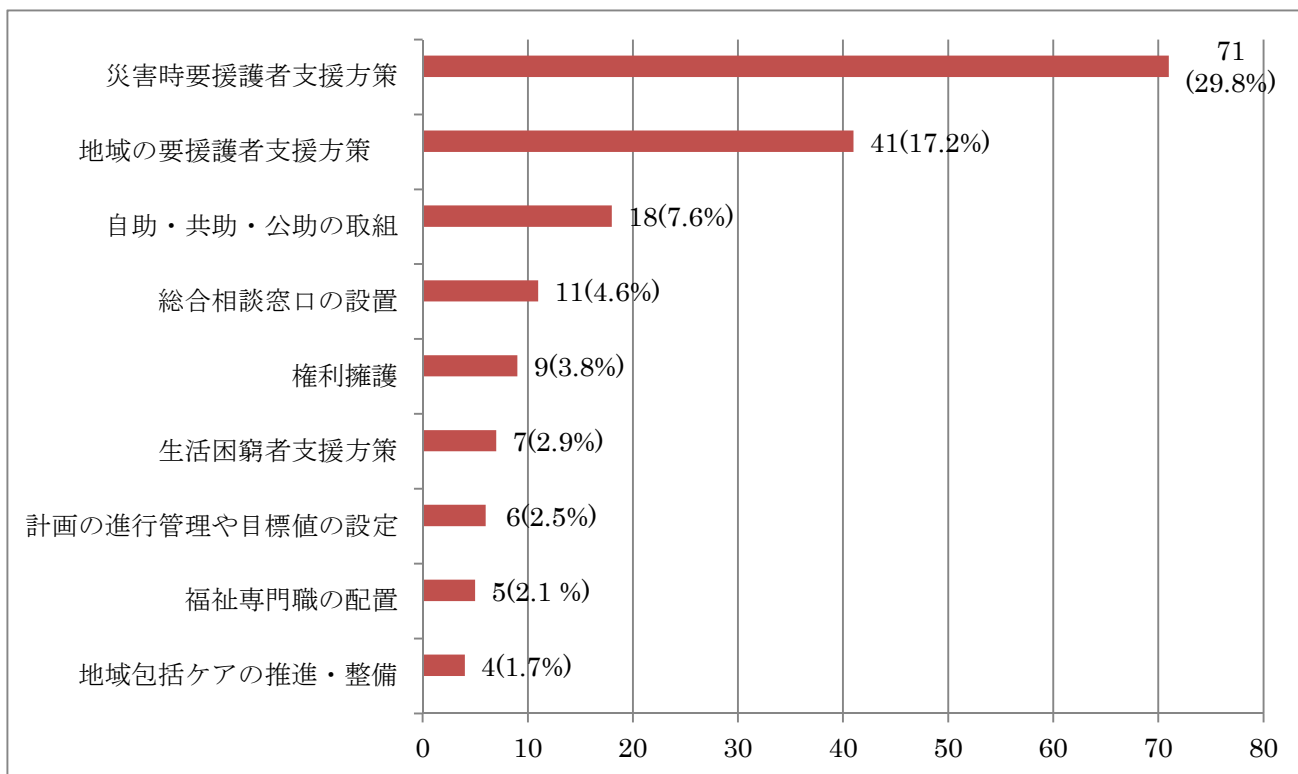
地域福祉計画策定済み市町村（東京都特別区を含む）の改定状況



I-8. 改定の際に要点となった事項及び新たに盛り込まれた事項

○市町村からの自由記述回答を分類したところ、「災害時要援護者支援方策」や「地域の要援護者の支援方策」が多く挙げられた。

改定済み616市町村のうち、自由記述欄に記入のあった238市町村の回答（複数記述あり）



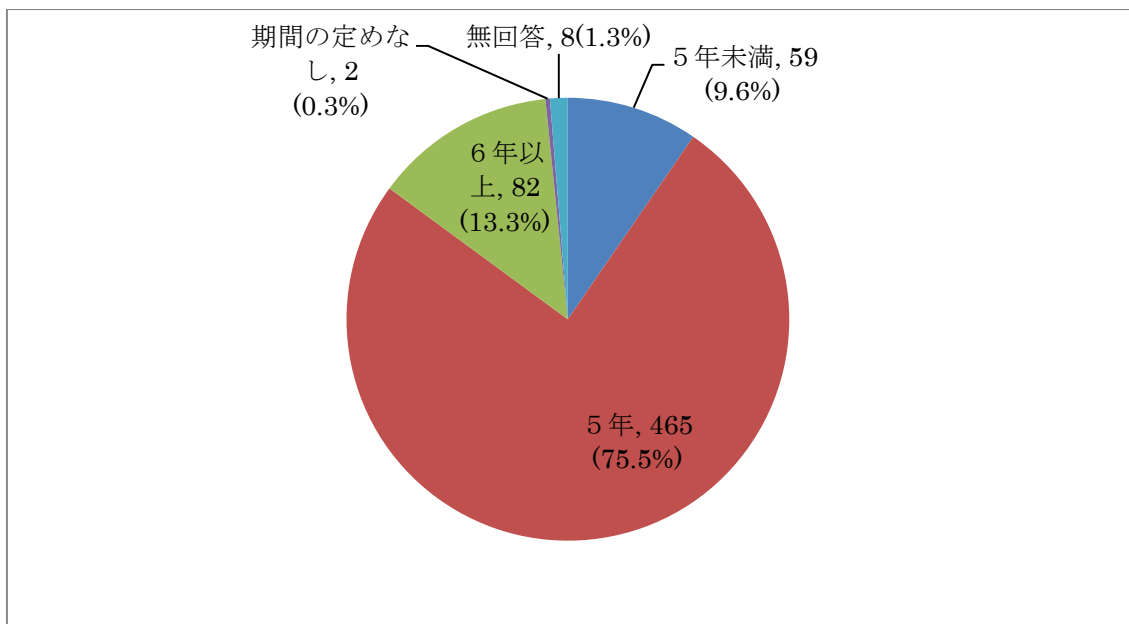
I-9. 改定までの期間と改定回数

(地域福祉計画に係る社会福祉法の規定が施行された平成15年4月以降の改定期間・回数)

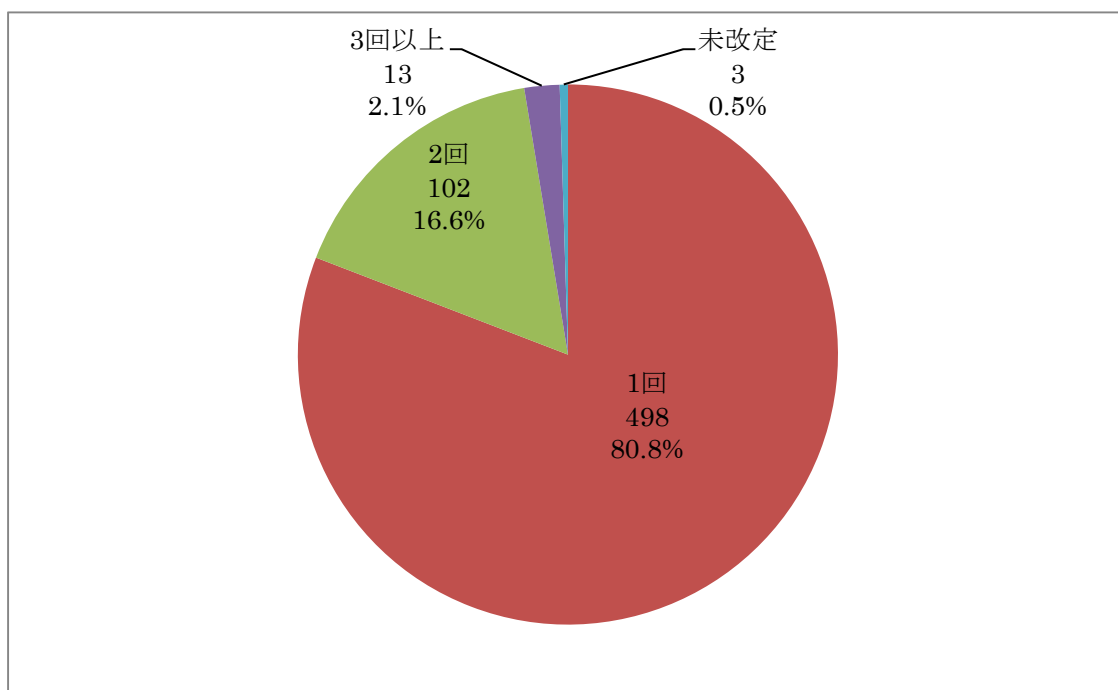
○改定済み616市町村(東京都特別区を含む)のうち、75.5%が改定までの期間を「5年」と回答している。

○改定済みの市町村のうち、80.8%が改定回数を「1回」としている。

最初の策定から改定までの期間



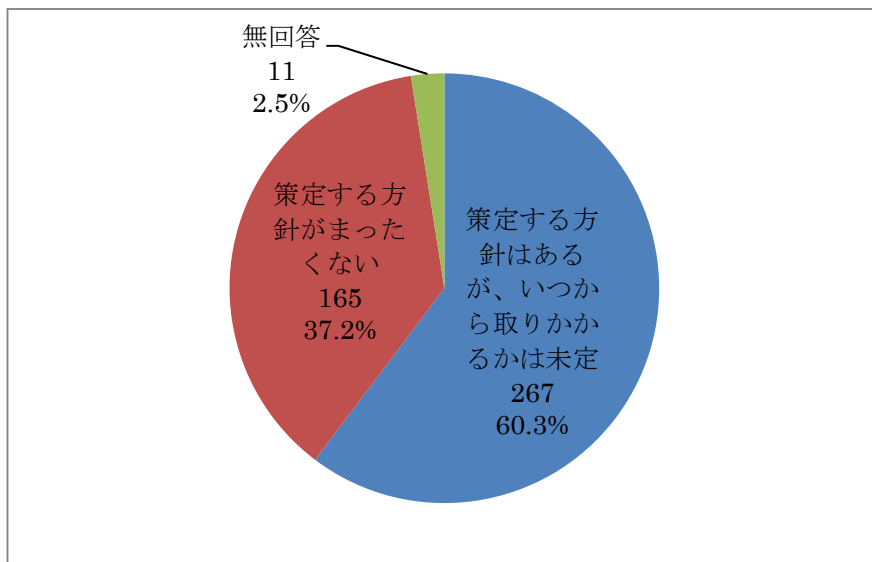
改定回数



I-10. 策定未定市町村の策定方針

○策定未定市町村のうち、60.3%の市町村が「策定方針はあるが、いつから取りかかるかは未定」と回答している。

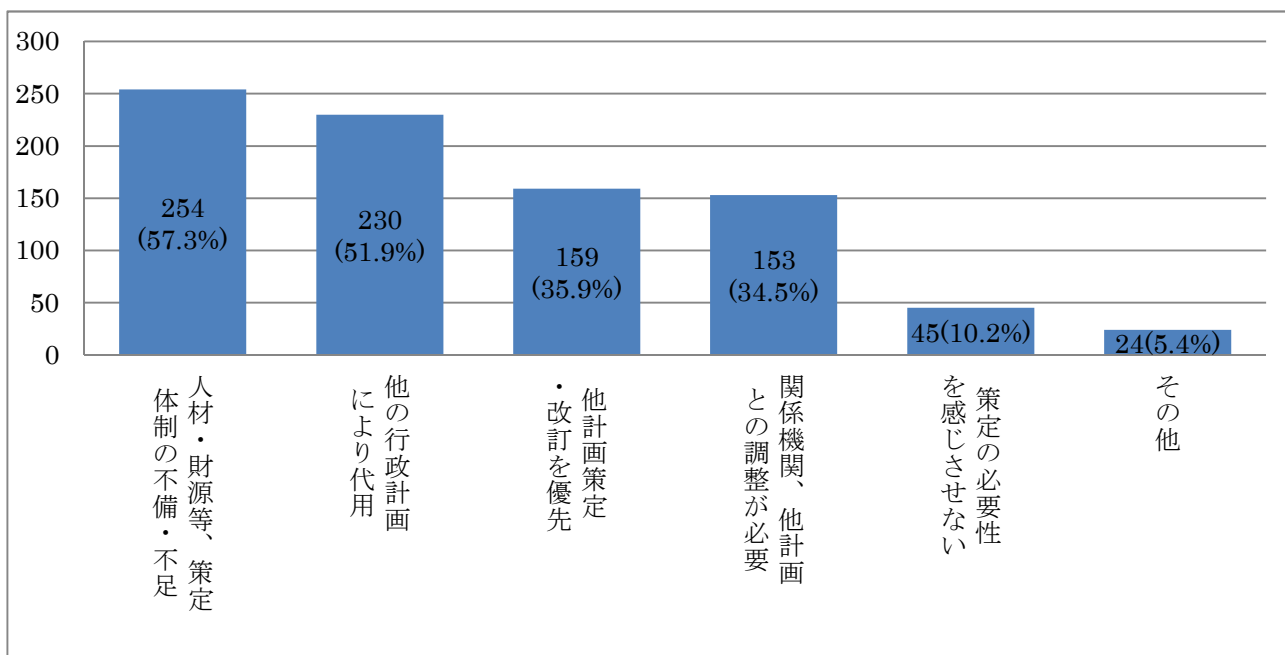
策定未定443市町村（東京都特別区を含む）の回答



I-11. 策定未定市町村の策定未定理由（複数回答）

○策定未定の理由として最も多く挙げた回答は、「人材・財源等、策定体制の不備・不足」であり、次いで「他の行政計画により代用」となっている。

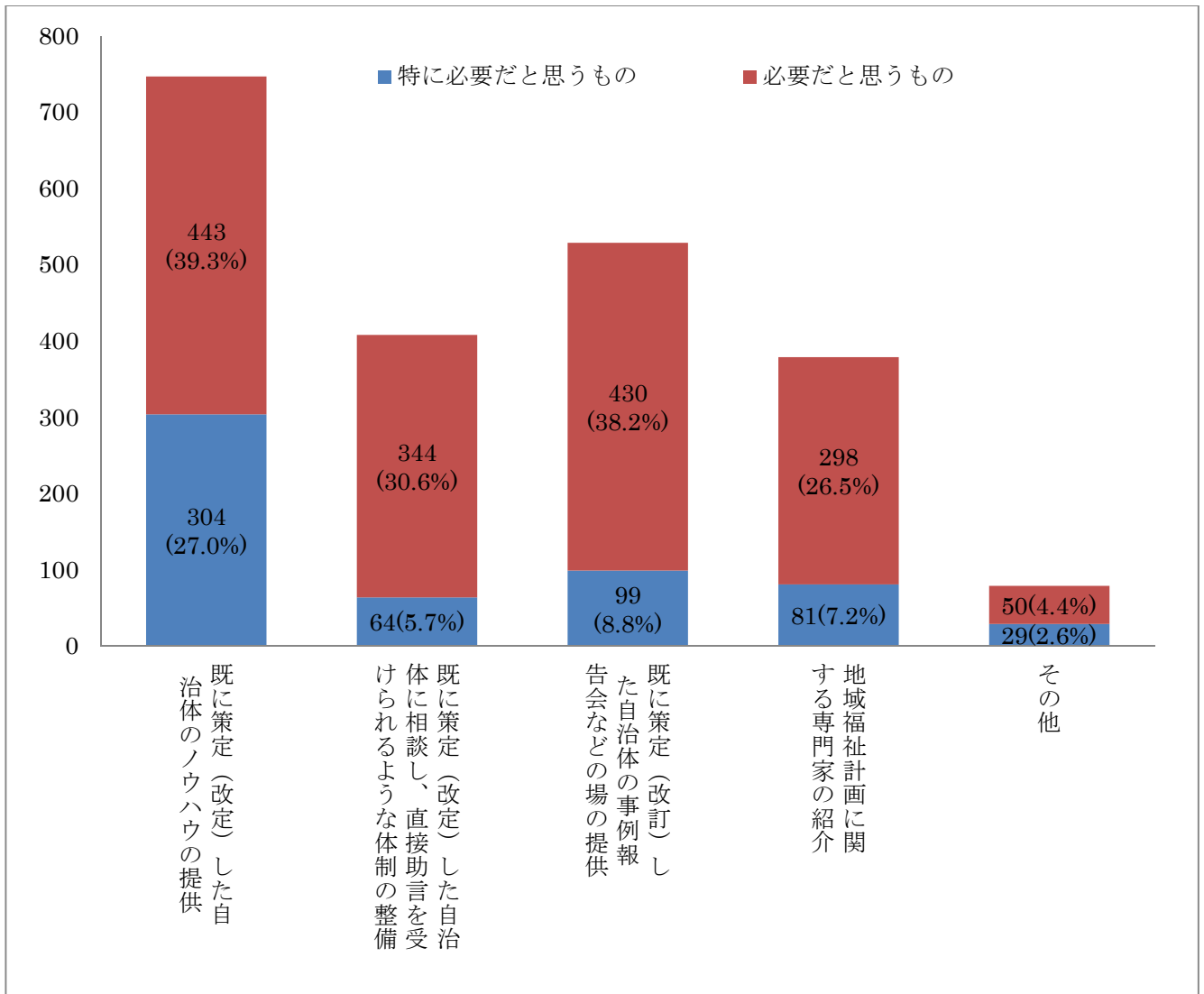
策定未定443市町村（東京都特別区を含む）の回答



I-12. 市町村が計画策定及び改定のために必要としている事項（複数回答）

○「特に必要」「必要」ともに一番多かった回答は「既に策定（改定）した自治体のノウハウの提供」となっている。

策定予定、策定未定及び策定後未改定1, 127市町村（東京都特別区を含む）の回答



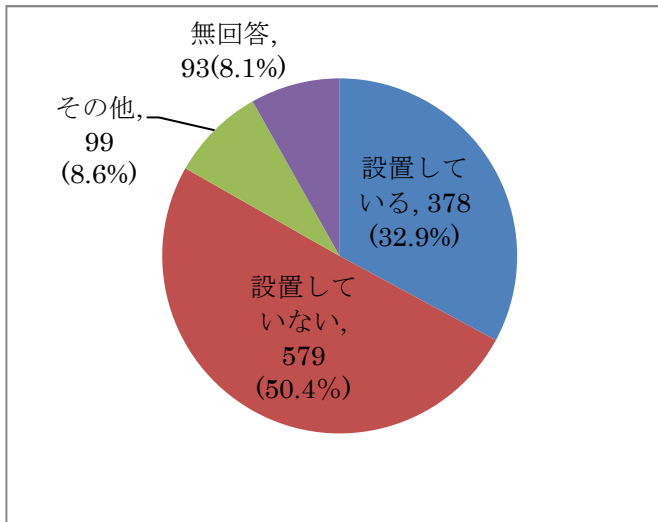
I-13. 地域福祉計画評価等のための委員会設置状況と開催頻度

○計画評価等のための委員会を「設置している」市町村が32.9%ある一方で、「設置していない」と回答した市町村が50.4%となっている。

○計画評価等のための委員会の開催頻度は、「年1回」が54.0%、次いで「半年に1回」が23.5%となっている。

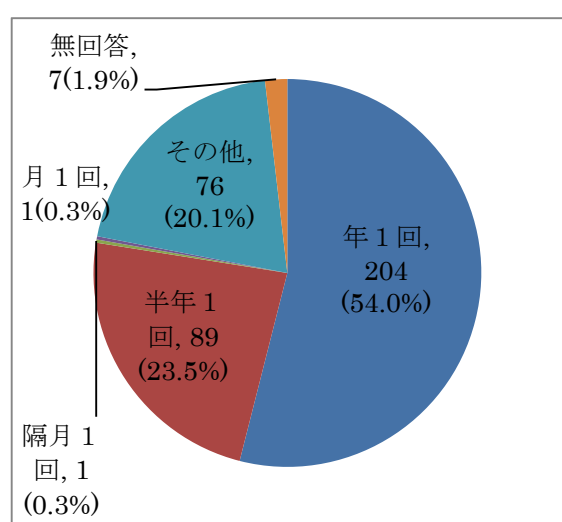
委員会の設置状況

策定済み1,149市町村（東京都特別区を含む）の回答



委員会の開催状況

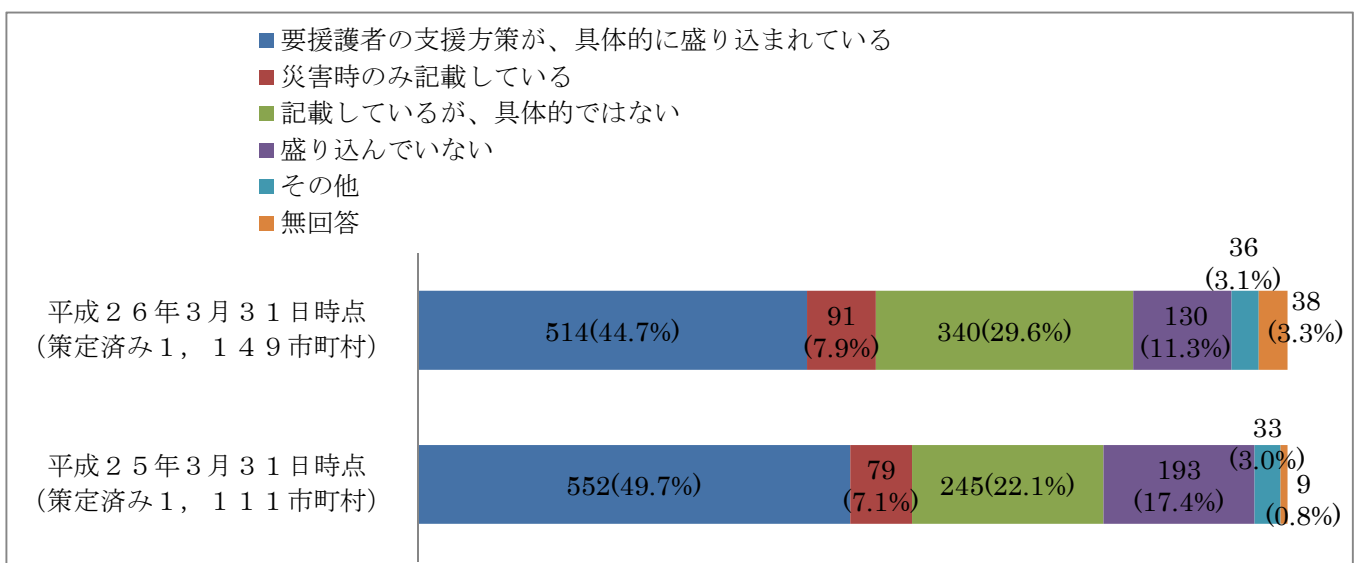
委員会を設置している378市町村



I-14. 地域福祉計画における要援護者支援方策盛り込み状況

○地域福祉計画策定済み1,149市町村のうち、要援護者支援方策を「具体的に盛り込んでいる」「災害時のみ記載している」「記載しているが具体的でない」と回答した市町村が82.2%あり、前年度調査から3.3ポイント増加した。

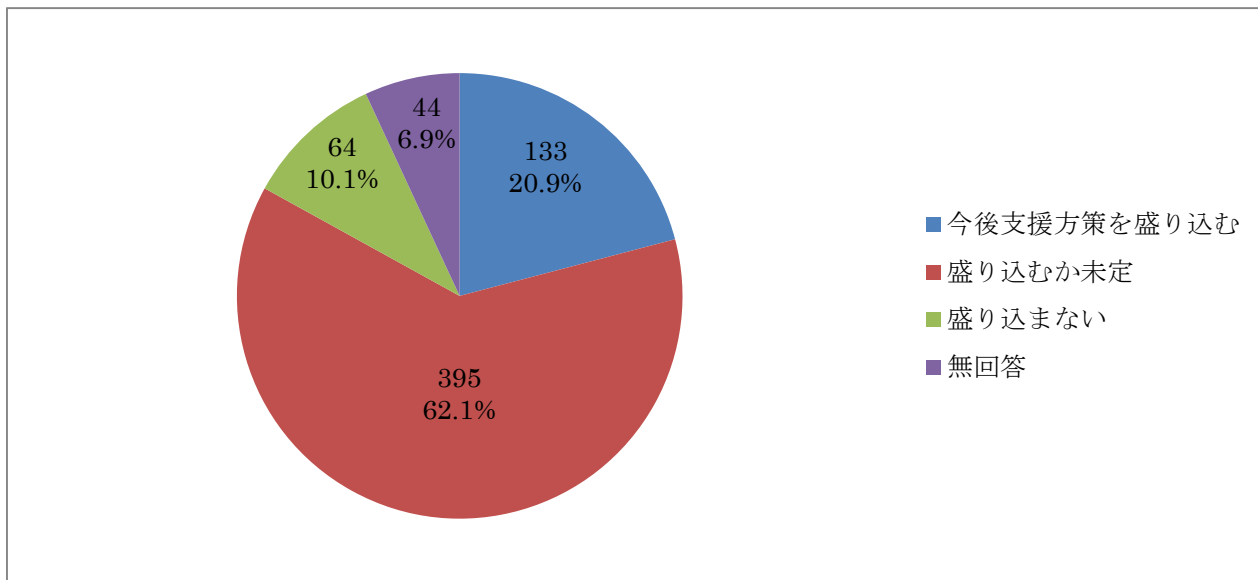
○一方で、「具体的に盛り込まれている」と回答した市町村は44.7%と前年度より5.0ポイント減少している。



I-15. 今後の要援護者支援方針の盛り込み予定

○要援護者支援方針を具体的に盛り込んでいない636市町村の62.1%が、「今後要援護支援方針を盛り込むか未定」と回答している。

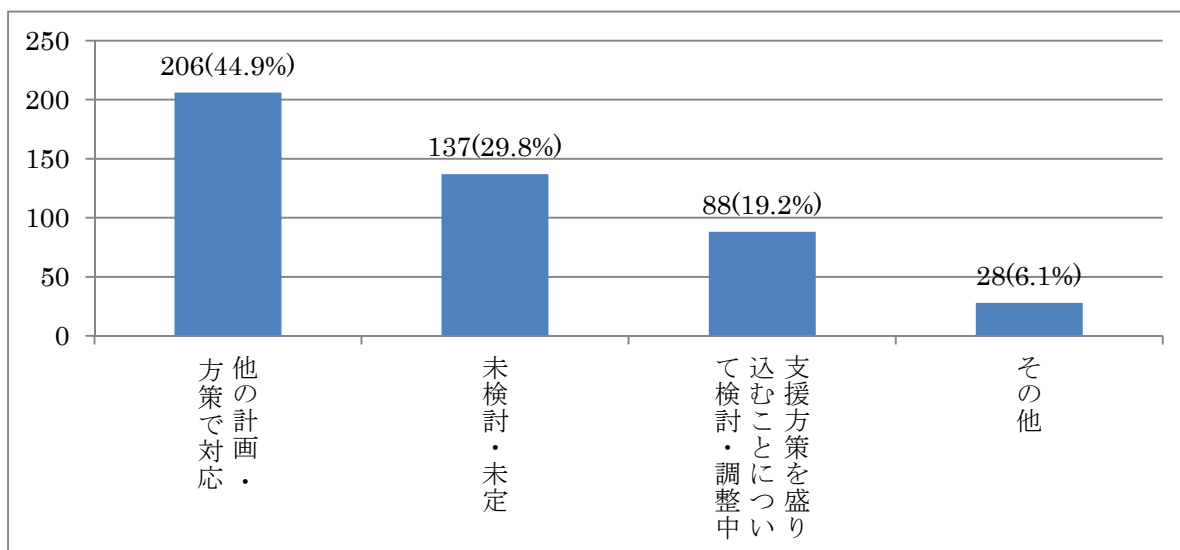
「要援護者支援方針を盛り込んでいない」636市町村の回答



I-16. 要援護者支援方針を盛り込むか未定又は盛り込まない理由

○今後「要援護者支援方針を盛り込むか未定」又は「盛り込まない」理由として最も多かったのは「他の計画・方策で対応」であり、次いで「未検討・未定」となっている。

策定済み1, 149市町村のうち「要援護者支援方針を具体的に盛り込んでいる」以外の回答をした市町村で、「要援護者支援方針を盛り込むか未定」又は「盛り込まない」とした459市町村（東京都特別区を含む）の回答



II. 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

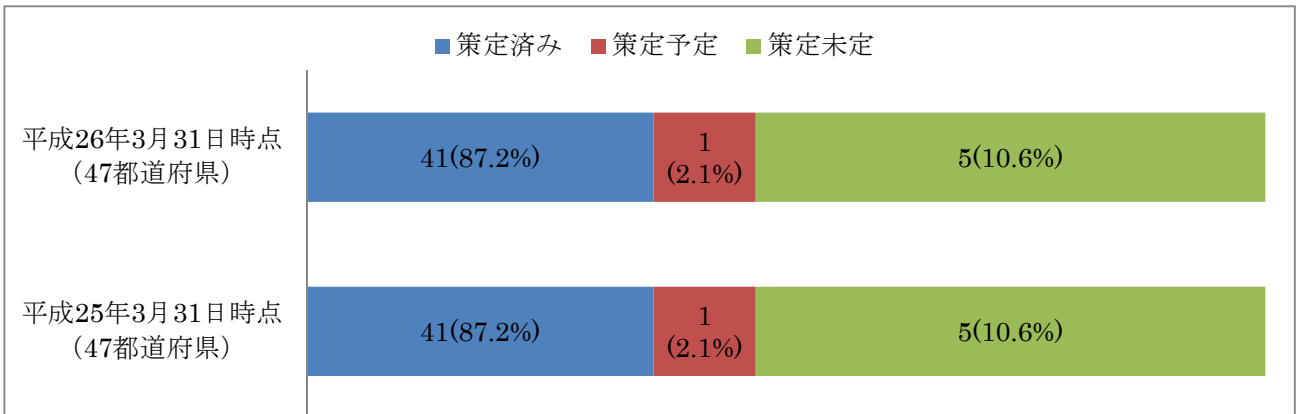
- 1 都道府県地域福祉支援計画の策定状況及び策定未定都道府県の策定方針
- 2 都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況
- 3 管内市町村の策定状況及び低調である理由
- 4 管内市町村への助言・支援の実施状況及び今後の方針
- 5 地域福祉計画策定推進のための数値目標設定状況
- 6 都道府県から市町村に対する今後の支援策（複数回答）

【調査の概要】

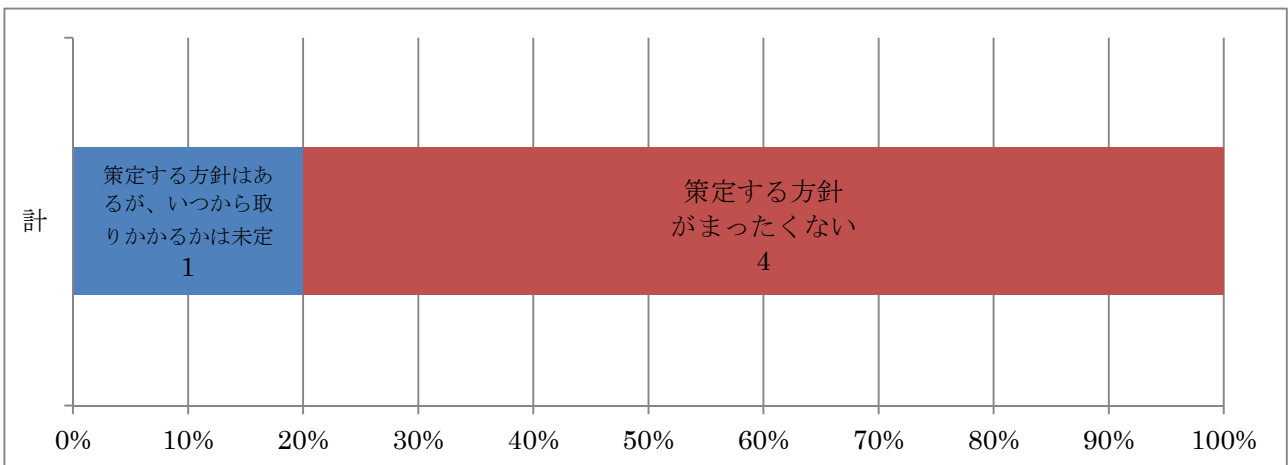
- 調査対象 47都道府県
- 回答数 47都道府県（回答率100%）
- 調査時点 平成26年度3月31日現在

II-1. 都道府県地域福祉支援計画の策定状況及び策定未定都道府県の策定方針

○「策定済み」回答のあった都道府県は41都道府県で昨年度と同数である。回答した5県のうちの4県は「策定する方針がまったくない」としている。



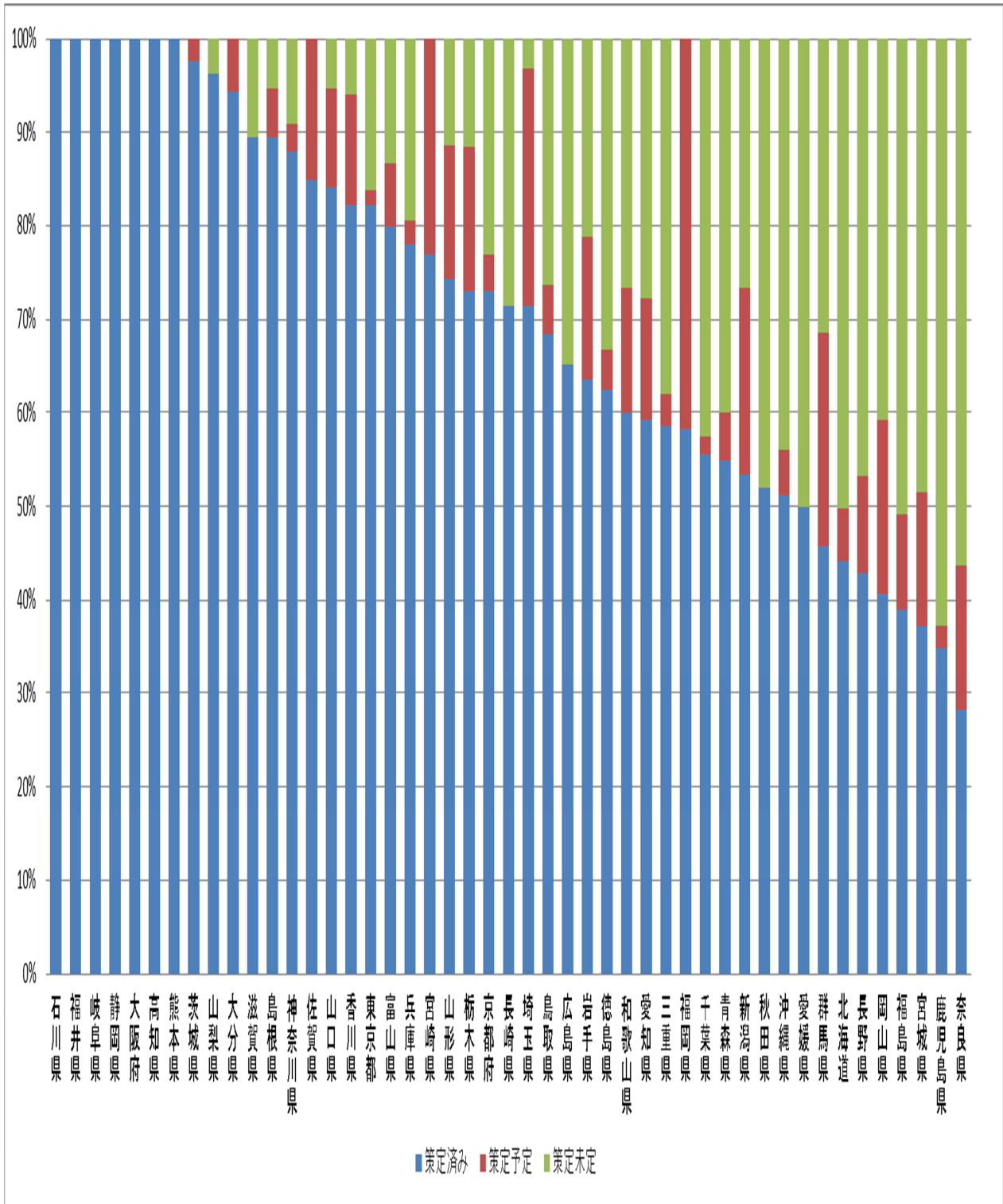
「策定未定」の5都道府県の策定方針



Ⅱ－２．都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況

○市町村地域福祉計画の都道府県間における策定状況には、最大約3.5倍の開きが生じている。

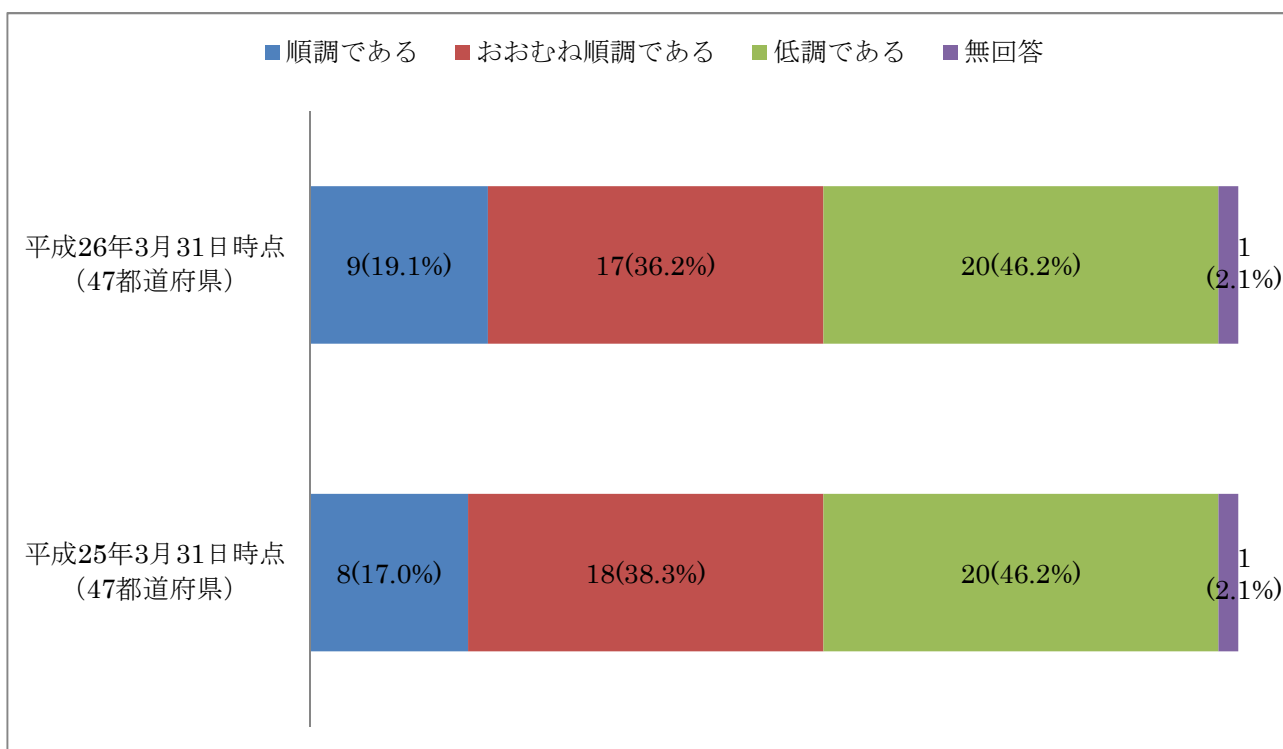
47都道府県の回答



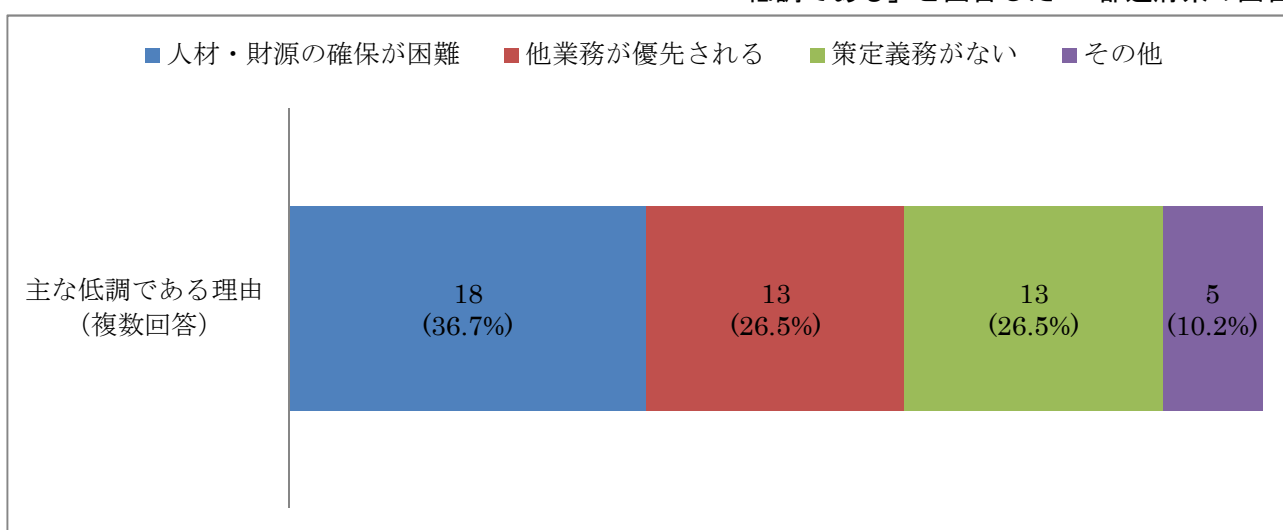
Ⅱ－３．管内市町村の策定状況及び低調である理由

○管内市町村の計画策定について、「順調である」及び「おおむね順調である」の回答は昨年度とほぼ同じである。

○一方で、「低調である」理由について、「人材・財源の確保が困難」、「他業務が優先される」、「策定義務がない」等の回答が挙げられている。



「低調である」と回答した20都道府県の回答



Ⅱ－４．管内市町村への助言・支援の実施状況及び今後の方針

○「市町村地域福祉計画の策定について」（平成19年8月10日付社会・援護局通知）を受けて、91.5%の都道府県が管内市町村へ「地域福祉計画策定のための助言・支援を行った」と回答している。

○また、今後の方針として95.7%の都道府県が「助言・支援していく」と回答している。

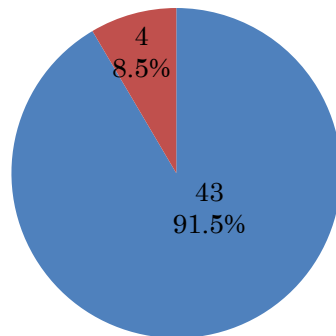
47都道府県

管内市町村への助言・支援の実施状況

【「助言・支援を特に行っていない」理由】

特段の支援は行ってないが、要援護者支援に係る個別の相談等には応じている。

■行った ■特に行ってない

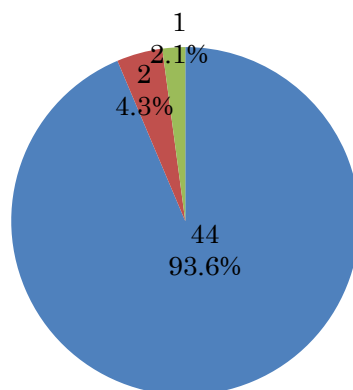


今後の方針

【助言・支援はしない理由】

地域福祉の現場や県民の意見を積極的に取り入れ、各地域の実情に合わせた地域福祉の促進を図っているため。

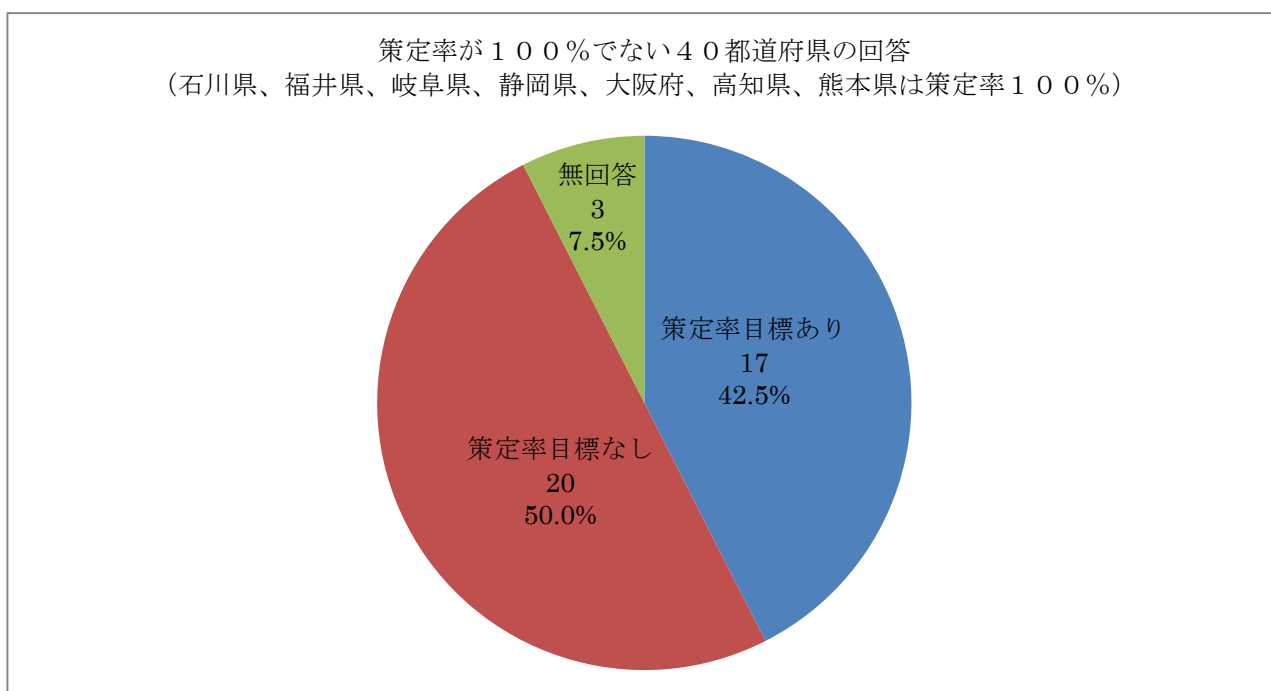
■助言・支援していく ■助言・支援はしない ■無回答



Ⅱ－５． 地域福祉計画策定推進のための数値目標設定状況

- 管内市町村地域福祉計画の策定推進のため、１７都道府県が数値目標を定めている。
- 具体的な数値目標で一番多かった回答は「平成２７年度までに１００%」、次いで「平成２６年度までに１００%」、「平成２９年度までに１００%」であった。
- 数値目標を掲げない主な理由として「地域福祉計画策定に法的義務づけがない」、「人員や組織体系が未整備」、「各市町村の自主性に委ねている」

数値目標設定



具体的数値目標

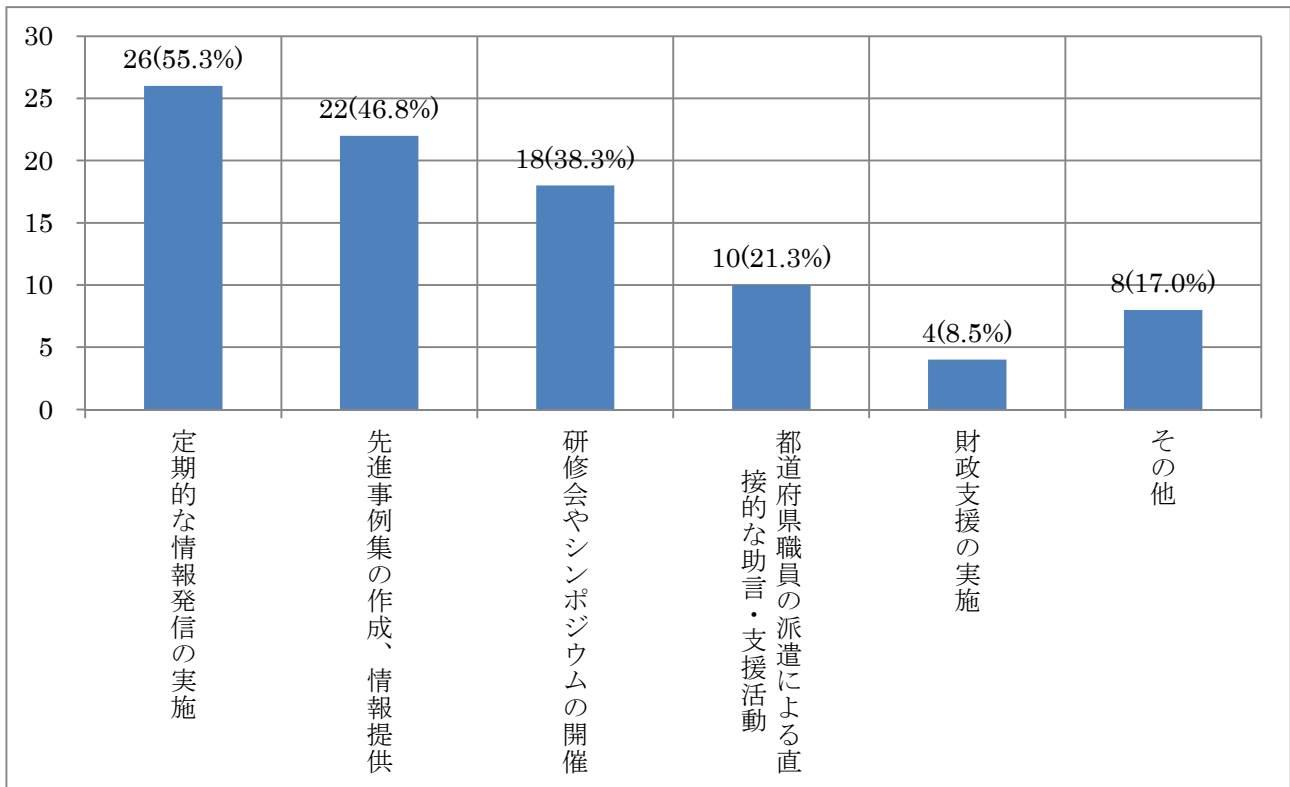
数値目標「あり」１７都道府県の回答

平成 26 年度までに 100%	3
平成 27 年度までに 100%	5
平成 28 年度までに 100%	2
平成 29 年度までに 100%	3
その他	4

Ⅱ－６ 都道府県から市町村に対する今後の支援策（複数回答）

○都道府県から市町村に対する今後の支援策として、「定期的な情報発信の実施」、「先進事例集の作成、情報提供」が多く回答された。

４７都道府県の回答（複数回答可）



地域福祉計画策定状況等調査結果を踏まえた今後の対応について

- ◆ 市町村地域福祉計画の策定は進みつつあるが、市区部と町村部、また、人口規模別の策定率において大きな差が生じている。依然として、町村部を中心とした人口5万人未満の小規模自治体に対する策定支援を検討する必要がある。
- ◆ 市町村地域福祉計画については、策定率100%を達成した都道府県が7府県となり大きく増加した一方で、50%未満の策定率にとどまっている都道府県が11県あり格差が広がっている。全体の策定率の向上を目指してさらなる方策を検討する必要がある。
- ◆ 平成19年に地域福祉計画に盛り込むべき事項として追加された要援護者支援方策とともに、新制度の施行を踏まえて平成26年3月に追加された生活困窮者自立支援方策についてもその推進を図る。